

# 第9期岩見沢市分別収集計画

令和元年6月

北海道岩見沢市

# 岩見沢市分別収集計画

## 1. 計画策定の意義

大量生産・大量消費・大量廃棄などによる自然環境の汚染など、環境への負荷が懸念されており、環境にやさしい社会づくりのためには、資源を有効に利用し、環境負荷を出来るだけ少なくする循環型社会の形成が求められています。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集するとともに、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するため、市民、事業者、市がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組む方針を示したものです。

容器包装廃棄物の3R推進をはじめ、本計画の円滑な推進により、資源の有効利用を図る循環型社会の形成を目指します。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ① 岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第3条）に基づき、市民・事業者・市が一体的な協力体制のもとに、「ごみの減量」、「ごみの再生利用」、「ごみの自然にやさしい処理」を推進します。
- ② 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の形成を目指します。
- ③ 関係者が一体となった取り組みにより、環境負荷の低減を目指します。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とします。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,978 t	2,948 t	2,918 t	2,896 t	2,858 t

##### 品目ごとの排出量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール製容器	85 t	84 t	84 t	83 t	82 t
アルミ製容器	74 t	73 t	72 t	72 t	70 t
無色のガラス製容器	308 t	304 t	301 t	299 t	295 t
茶色のガラス製容器	321 t	318 t	315 t	312 t	308 t
その他の色のガラス製容器	191 t	189 t	187 t	185 t	183 t
飲料用紙製容器	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
段ボール	156 t	155 t	153 t	152 t	150 t
その他の紙製容器包装	562 t	557 t	551 t	547 t	540 t
ペットボトル	320 t	316 t	313 t	311 t	307 t
その他のプラスチック製容器包装	956 t	947 t	937 t	930 t	918 t
合 計	2,978 t	2,948 t	2,918 t	2,896 t	2,858 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出抑制に向けた方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制に向け、以下の方策を実施します。実施にあたっては市民や町会などの地域、事業者、市などそれぞれの立場から役割分担し、相互に連携を図ることが重要です。

- ・ 市民団体「ごみのよりよい始末を進める市民会議」と連携し、イベントによる啓発活動を実施し、ごみの発生抑制や再生利用の推進、分別収集の適正かつ円滑な推進を図ります。
- ・ 市民一人ひとりが、ごみの減量やリサイクル、容器包装の分別などについて、円滑な取組みがなされるよう、町内会と連携し説明会などで啓発を行います。
- ・ マイバッグ持参の啓発を行い、レジ袋削減によるごみ減量化を推進します。
- ・ ごみ問題や環境問題に対する認識を深めてもらうため、小中学校の児童生徒など、いわみざわ環境クリーンプラザの施設見学の積極的な受入を行います。
- ・ 町会などで行う集団資源回収で回収される紙類に奨励金を交付し、集団回収の拡大・推進を図ります。
- ・ リサイクルステーション整備に対する支援を行い、びん・缶・ペットボトルの再資源化を推進します。
- ・ 拠点回収を拡大し、飲料用紙製容器（紙パック）についても、拠点で回収を行います。
- ・ ホームページや広報などを活用した、ごみの分別、発生抑制、再使用、再生利用を推進する広報活動を行います。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集及び町会などが集団資源回収する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

市民の協力度、当市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりです。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
スチール製の容器		スチール缶
アルミ製の容器		アルミ缶
ガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他の色のガラス製容器	その他の色びん
紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの		紙パック
段ボール製の容器		段ボール
その他の紙製容器包装		雑がみ
ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
プラスチック製の容器包装で上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量（法第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
スチール製の容器	85 t		84 t		84 t		83 t		82 t	
アルミ製の容器	73 t		73 t		72 t		71 t		71 t	
無色のガラス容器	(合計) 307 t		(合計) 304 t		(合計) 301 t		(合計) 299 t		(合計) 295 t	
	(引渡) 287 t	(独自) 20 t	(引渡) 284 t	(独自) 20 t	(引渡) 281 t	(独自) 20 t	(引渡) 279 t	(独自) 20 t	(引渡) 276 t	(独自) 19 t
茶色のガラス容器	(合計) 321 t		(合計) 318 t		(合計) 315 t		(合計) 312 t		(合計) 307 t	
	(引渡) 299 t	(独自) 22 t	(引渡) 297 t	(独自) 21 t	(引渡) 294 t	(独自) 21 t	(引渡) 291 t	(独自) 21 t	(引渡) 287 t	(独自) 20 t
その他のガラス容器	(合計) 191 t		(合計) 189 t		(合計) 187 t		(合計) 185 t		(合計) 183 t	
	(引渡) 178 t	(独自) 13 t	(引渡) 176 t	(独自) 13 t	(引渡) 174 t	(独自) 13 t	(引渡) 173 t	(独自) 12 t	(引渡) 171 t	(独自) 12 t
紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
段ボール製の容器	156 t		155 t		153 t		152 t		159 t	
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 562 t		(合計) 557 t		(合計) 552 t		(合計) 547 t		(合計) 540 t	
	(引渡) t	(独自) 562 t	(引渡) t	(独自) 557 t	(引渡) t	(独自) 552 t	(引渡) t	(独自) 547 t	(引渡) t	(独自) 540 t
ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 320 t		(合計) 317 t		(合計) 313 t		(合計) 311 t		(合計) 307 t	
	(引渡) t	(独自) 320 t	(引渡) t	(独自) 317 t	(引渡) t	(独自) 313 t	(引渡) t	(独自) 311 t	(引渡) t	(独自) 307 t
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 956 t		(合計) 947 t		(合計) 937 t		(合計) 930 t		(合計) 918 t	
	(引渡) 956 t	(独自) t	(引渡) 947 t	(独自) t	(引渡) 937 t	(独自) t	(引渡) 930 t	(独自) t	(引渡) 918 t	(独自) t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\boxed{\text{特定分別基準適合物等の量の見込み}} = \boxed{\text{容器包装廃棄物の排出量の見込み}} \times \boxed{\text{分別排出率}}$$

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行いますが、今後収集状況などの変化が見られた場合は収集車両の増車について検討します。

なお、現在、町会などによる集団資源回収が進んでいるアルミ製容器や販売店の店頭などで回収されている飲料用紙製容器や白色トレイなどは、引き続きこれらの団体・事業者が分別回収を実施することとします。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等の 段階
金属	スチール製容器	スチール缶	市による定期回収	市
	アルミ製容器	アルミ缶	市による定期回収、町会による集団資源回収	市と民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	無色透明びん	市による定期回収	市
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他の色のガラス製容器	その他の色びん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収、町会による集団資源回収、スーパー等の店頭回収	市と民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収、町会による集団資源回収	市と民間業者
	その他の紙製容器包装	雑がみ	市による定期回収	市
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
	白色発泡スチロール製食品トレイ	食品トレイ	スーパー等の店頭回収、市による定期回収	市と民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期回収	市

## 1 1. 分別収集の用に供する施設整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市が回収するスチール製容器、アルミ製容器、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装については回収後、いわみざわ環境クリーンプラザで選別、圧縮、保管を行い、ガラス製容器については、家庭から色分け排出されていることから、そのままストックヤードに保管します。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	プラスチックコンテナ	平ボディー車	環境クリーンプラザ (選別・圧縮、保管施設)
アルミ製容器	アルミ缶			
無色のガラス製容器	無色透明びん	プラスチックコンテナ・折りたたみ式プラスチックコンテナ	平ボディー車	環境クリーンプラザ (保管施設)
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他の色のガラス製容器	その他の色びん			
飲料用紙製容器	紙パック	集団資源回収	—	—
段ボール	段ボール	集団資源回収	—	—
その他の紙製容器包装	雑がみ	集団資源回収	—	—
ペットボトル	ペットボトル	フレキシブルコンテナ	平ボディー車	環境クリーンプラザ (選別・圧縮梱包・保管施設)
プラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	袋	パッカー車	環境クリーンプラザ (選別・圧縮梱包・保管施設)

### 処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	専用集積場所、共通集積所
収集・運搬	収集車両	専用車両、共通車両
選別・圧縮・保管	環境クリーンプラザ	選別、圧縮、保管

分別収集に必要な施設概要

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
<b>【排出段階】</b>				
1. 排出容器				
1) プラスチックコンテナ	a) 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別) ペットボトル	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：170ℓ	町会	スチール缶、アルミ缶、ペットボトルとして収集
2) プラスチックコンテナ・折りたたみ式プラスチックコンテナ	b) ガラス製容器 (無色透明、茶色、その他の色分別)	(仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：170ℓ (仕様) 材質：ポリプロピレン 容量：117ℓ	町会	無色透明びん、茶色びん、その他の色びんとして収集
3) フレキシブルコンテナ	c) ペットボトル	(仕様) 材質：ポリエステル 容量：216ℓ、343ℓ、512ℓ、729ℓ	町会	ペットボトルとして収集
4) 透明合成樹脂袋	d) その他のプラスチック製容器包装	(仕様) 材質：ポリエチレン袋	町会	
2. 集積場所	上記 a～d	指定の集積所	町会	

<b>【収集運搬段階】</b>				
1. 専用車両				
1) 平ボディー車	a) 缶類 (スチール缶、アルミ缶分別) c) ペットボトル	(仕様) 最大積載量：4,000 kg 最大積載量：2,000 kg 2台	市	フレキシブルコンテナに入れ替えて搬送
	b) ガラス製容器 (無色透明、茶色、その他)	最大積載量：4,000 kg 最大積載量：2,000 kg 2台	市	プラスチックコンテナに入れ替えて搬送

	の色分別)			
2) パッカー車	d) その他のプラスチック製容器包装	(仕様) 最大積載量：2,250kg 最大積載量：2,100kg 最大積載量：1,600kg 3台	市	
<b>【中間処理施設】</b>				
1. 再生処理施設				
いわみざわ 環境クリーンプラザ 1) 選別圧縮設備	a) 缶類	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、磁力選別機、アルミ選別機、圧縮機 能力：1.5 t / 日	市	
	c) ペットボトル	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮梱包機 能力：1.1 t / 日	市	
	d) その他のプラスチック製容器包装	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、圧縮梱包機 能力：4.7 t / 日		
2) 保管設備	a) 缶類  (スチール缶) (アルミ缶)	(仕様) 環境クリーンプラザ内 21.3 m <sup>3</sup> 42.6 m <sup>3</sup>	市	
	b) ガラス製容器 (無色透明) (茶色) (その他の色)	(仕様) 36.8 m <sup>3</sup> 26 m <sup>3</sup> 26 m <sup>3</sup>		

	c)ペットボトル	(仕様) 環境クリーンプラザ内 47.9 m <sup>3</sup>		
	d)その他のプラスチック製容器包装	(仕様) 環境クリーンプラザ内 24 m <sup>3</sup>		

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めます。また町会の集団資源回収を進めるため、啓発を継続して行います。

市民団体である「ごみのよりよい始末を進める市民会議」をはじめ、各種市民団体による自主的な啓発活動を積極的に推進していきます。